

労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の

規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供致します。

対象期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
事業所の名称	株式会社 三美
事業所の所在地	兵庫県赤穂市加里屋1467

派遣労働者の数(1日平均)	30	
派遣先の実数	4	
労働者派遣に関する料金額の平均	22,700	
派遣労働者の賃金額の平均	16,900	
マージン率	26%	

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

☒締結している (有効期間令和8年4月1日～令和9年3月31日)

教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施状況	方法		実施主体	費用負担
			OJT	OFF-JT		
			賃金支給の状況			
安全衛生講習および派遣前訓練	派遣労働者	全員		○	派遣先	無
			無給			
玉掛等技能講習	派遣労働者	該当者		○	派遣元	無
			無給			
キャリアコンサルティング窓口		株式会社 三美 本社 0791-43-2723				